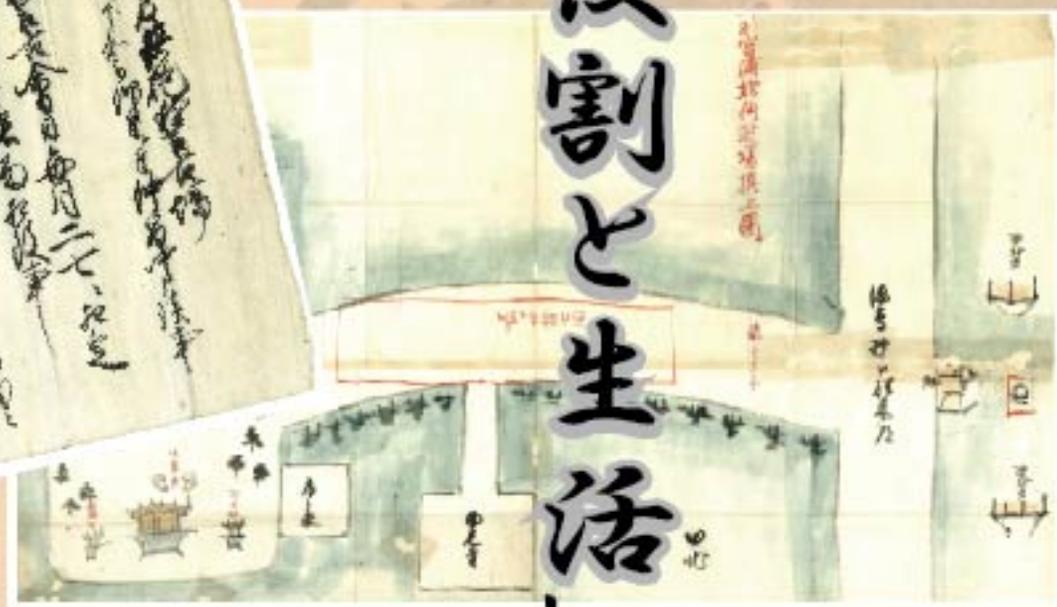


文書館の逸品展

「半士半農

郷鉄砲の役割と生活」



令和4年 10月 25日(火) ~ 令和5年 1月 29日(日)

徳島県立文書館 2階展示室

開館時間 午前9時30分~午後5時

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)・毎月第3木曜日

入場
無料



文化の森総合公園
徳島県立文書館
Tokushima Prefectural Archives



〒770-8070 徳島市八万町向山寺
Tel.088-668-3700 / Fax.088-668-7199
<https://www.archive.bunmoritokushima.jp>

展示解説

- 11月3日(木・祝)
- 12月9日(金)
- 1月15日(日)

いずれも
13時30分~
14時30分

ごあいさつ

徳島で地域の古文書を読んでいると、人々に特殊な肩書きが出てくることがあります。小高取・郡付浪人・壺領壺疋・郷付浪人・無役人等々、聞き慣れない肩書きですが、これらは徳島独特の江戸時代の戸籍制度である棟付改めで定められた身居（みずわり）と呼ばれる制度で、「郷鉄砲」もこうした身居のひとつです。

郷鉄砲は、江戸時代初期より、徳島城下に住む足軽である御鉄砲の予備役として定められ、郷分で住み、藩から10匁筒を預かって、有事の時は駆り出されました。百姓身分のまま個人が任命され、小頭で5石、平で2石の拝領高を与えられ、苗字・帯刀および本人のみ夫役の免除という特権が与えられていました。

徳島県立文書館が所蔵する古文書を調べてみると、こうした「郷鉄砲」の関係史料は、入田村において郷鉄砲小頭であった一宮家を始めとして、和田島村森家、上分上山村粟飯原家、芝生村蔵本家、答島村山腰家、東川田村高見家文書などの古文書に幅広く含まれていることが解りました。

そこで、今回の文書館の逸品展では、徳島の村々に広く存在した「郷鉄砲」について当館が所蔵する古文書を紹介することにより、その成り立ちや役割、また生活の一端を明らかにしていきたいと思えます。

郷鉄砲小頭の入田村一宮家を始め、数々の資料をご提供いただきました皆様に、末筆ながら厚く御礼申し上げます。

令和4年10月25日

徳島県立文書館 館長 金原祐樹

郷鉄砲入田村一宮家について

戦国期一宮城主一宮成助の弟一宮和泉守成次は、兄と共に長宗我部元親に謀殺されたという。その子の成良は広野村（現神山町広野）に隠れ住み、その子惣右衛門成忠は広野村の政所となっている。惣右衛門は寛永4（1627）年に入田村広島の山の権利を得て、嫡子壱右衛門に広野村の村長職を譲り、次男の勘左衛門と共に入田村へ隠居分家して移住した。

入田村へ移住した勘左衛門は、寛永年中、国奉行による人定めの際に、その頃藩の触により募集されていた郷鉄砲小頭に応募して認められ、高5石を与えられた。郷鉄砲となる際には、身分は百姓となるが覚悟を決めて小頭役となることを願い出て、その後6代にわたり勤めてきたと、一宮牧太はその由緒書に記している。

その後江戸時代を通じて一貫して郷鉄砲小頭役を勤め、安永6（1777）年には一宮牧太が藩の砲術家である北島兵蔵に浅香流砲術を学び、免許を受けている。さらに寛政2年（1790）には、中北郡奉行江口仁左衛門から名東・名西・阿波・麻植4郡郷鉄砲の砲術指南役を命ぜられ、屋敷内に射術場を作り砲術を教えていたとある。

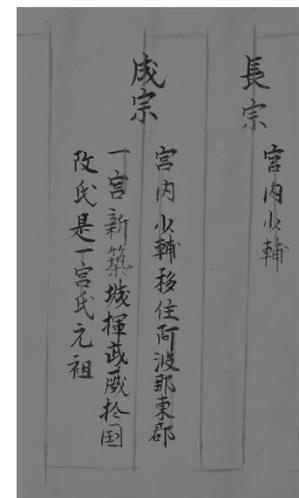
入田村一宮家について（江戸時代以前）

一宮家に伝えられてきた家系図には、承久の乱（1221年）後に守護として阿波に入国した小笠原長清から数えて4代目の長宗の子成宗の肩書に「是一宮氏元祖」と記されている（「系譜 清和源氏一宮 紋三蓋菱（写）」（伊ミ00202））。長清から長経・長房・長久・長宗までは「長」を通字としていること、成宗以降は、成行・成良・成賢・成春・久成・成光・成長・成助と「成」を通字としていることから、系図が示すように、成宗の段階で小笠原氏が一宮家を嗣いだのであろう。

『尊卑文脉』にも、甲斐国（現在の山梨県）の加賀美二郎遠光の次男で同国原小笠原荘を知行することになった長清から小笠原姓を号するようになったことが記されている（家祖）。長清が阿波国守護に補任されて以降は、長房・長久を経て、長久の四男長宗の子である成宗の肩書に「号一宮宮内大輔」と付されており、成宗から一宮姓を称したことが示されている。ただし、一宮氏のその後について、『尊卑文脉』は成行と成長の2名しか記さない。

さて、小笠原氏が入嗣する一宮氏は一宮神社の大宮司家であり、古代には上一宮大栗神社が所在する現在の神山町から一宮神社のある徳島市一宮町一帯を押さえていた豪族だったと伝えられる。上一宮大栗神社は「田口大明神」とも称され、粟（阿波）国の「くに たまの かみ魂神」と見なされている「おおおげつひめ大宜都比売神」を祀り、国造家との深い関係が示唆される国一宮社である。そして、この田口を姓とする阿波民部大夫田口成良は、平安時代末期に「おおわだの とまり大輪田泊」を修築したり、一の谷合戦後に讃岐国屋島に落ち延びた安徳天皇や平家一族のために御所を築造するなど（『平家物語』では「重能」と表記）、平氏政権を支える重要な家人だった。「成」の通字から、この田口成良も一宮氏と同族だったと思われ、『阿府志』にも「一宮氏 入田邑或ハ神領村ニ住……上古者大栗姫ノ国造ノ家也」、「小笠原蔵人太郎左衛門佐長義ノ舎弟一宮宮内大輔四郎長宗是一宮氏ノ元祖也 粟国造ノ養子トナリテ名東名西二郡ノ守護ヲ兼テ」と記される。すなわち、江戸時代半ば以降には、古代国造家である田口氏が一宮家の祖であると伝えられていた。この一宮家を、鎌倉末期に小笠原氏が入嗣したが、一宮家の系図に書かれた家紋「三蓋（階）菱」は、小笠原家の家紋でもある。

戦国期になると、一宮城主でもあった成助が、天正4（1576）年に細川真之と三好長治が対立した際に土佐の長宗我部元親に援軍を依頼したと言われており（『昔阿波物語』）、戦国期の阿波国内において騒擾の中心的な役割を果たした一人だった（元親は、阿波国をほぼ制圧した中富川の合戦後の天正10年に成助を殺害する）。成助の死後、弟である成次から近世一宮家の系譜が続くことになるが、「一宮和泉守家筋種性申、一宮成之一代浮沈申（一宮家家譜等）」（伊ミ00001）にも「先祖ハ小笠原一宮成祐弟同和泉守成次也」と記されている。



「系譜」成宗の箇所

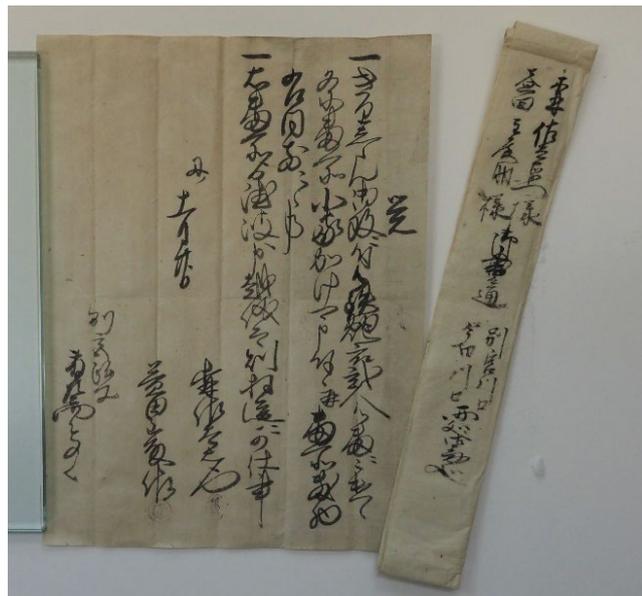
御鉄砲の仕事(御番所の成立と御鉄砲)

他藩との国境や海上交通の要衝に設置された御番所が、いつ成立したかは正確にはわからない。しかし、藩政の基本法である「裏書七箇条」のなかで、撫養口における通行手形の確認や不審者の監視が行われており、藩政初期から出入りの監視を厳しく実施していたことがわかる。

時代は下るが、徳島藩の御番所の全貌を現す史料として、正徳6（1716）年藩主綱矩が幕府・大目付に提出した「阿波国淡路国諸番所改帳」がある。ここには淡路の御番所21カ所と阿波の御番所56カ所が記され、当時の徳島藩の監視体制を知ることができる。この御番所には幕府の「切支丹之制札」をはじめ多くの制札と、藩独自の制札が建てられている。このうち今切川口・別宮川口の両御番所には、公儀からの「一切支丹之御制札」「一諸廻船之御定書」「一異国船之御定書」などの制札と、藩独自の「右切支丹御制札ニ自分之制札相添有之候文言前ニ記有之通候」「右川口男女并俵物其外品々出入改様之儀津田川口同断」の制札が掲げられキリシタンを始め、人や物資の動きに監視の目を光らせている。

また、御番所の成立には御鉄砲が深く関わっていることが記されている（カツ

03227）。これによると寛永期に国奉行を勤めていた森佐太右衛門、益田主殿佐から今切川口・別宮川口を管轄する別宮の政所藤次郎に対し、キリシタン取り締まりのため、御鉄砲二人を派遣すること、番小屋を築き、小屋の備品を整えること、さらに番所からの報告は村継ぎをもって行うことなどを命じている。彼らが国奉行を勤めていた寛永期は、キリシタン禁制が一段と強化され、鎖国令（寛永10年～寛永16年）が出され、藩内においても寛永11(1634)年7月には「御老中より切支丹宗門



国奉行から御鉄砲派遣の通達

御制禁之御書付被仰出」「所々へ高札建」（「阿淡年表秘録」）とキリシタン対策が強く打ち出された時期であった。さらに寛永14(1637)年10月には島原の乱が勃発し一段と厳しい対応を求められた時期であった。この状況のなか御鉄砲は御番所の勤務を命じられている。また享保期に、大北郡奉行山崎夫兵衛(享保7年7月～11年3月)が板野郡の浦々と讃岐と境を接する村々(庄屋・五人組宛)に出した触書にも、他国より密かに入ってくる米麦の取締りは、村役人たちでは不十分なため「御仕置所」から御鉄砲を派遣することが記されている(カツ01472)。この「御仕置所」からの命を請け国境の警備や一揆などに対応することは郷鉄砲の役割と同じといえる。従って郷鉄砲・御鉄砲は緊急を要す課題には区別なく派遣され、治安維持活動に携わっていたと思われる。

鉄砲による事件

文政 10(1827)年、八重地村(現上勝町)で粟を食い荒らす鹿の退治を頼まれた善蔵が、友人の左蔵を誤って鉄砲で撃ってしまい、介抱の甲斐無く落命するという事件が起きた。善蔵は徳島藩が文化 2 (1805) 年に発布した、誤射であっても失命したときは下手人に処すという法令に則り、牢舎を申付けられた。しかし、亡くなった左蔵の父・長太郎は、私たち夫婦は老体であり、なおかつ左蔵の兄夫婦とその子どもを火事で亡くし、唯一の生存者であった左蔵まで喪い、このままでは絶家してしまうので善蔵とその妻を養子にしたいと助命を願い出た。善蔵は出牢のうえ、妻と共に長太郎の養子となることを申し付けられた。先の藩法に背く例外的な措置がとられたのは長太郎家が絶家の危機に晒されていたことが要因であったと考えられる。

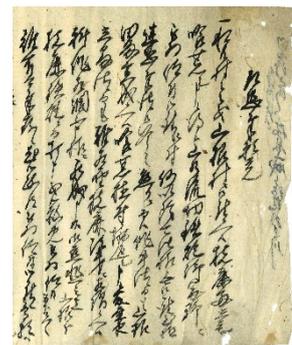


「鹿狩鉄砲にて落命の八重地村百姓家督の相続養子に過失発砲の百姓倅申付証文」

家の存続を理由に加害者の宥免を願う事例は慶応 3 (1867) 年に起きた誤射事件でも見ることができる。仲間内で鉄砲を見ていたおり、誤って引き金を引いてしまい、近くにいた来蔵に弾があたり亡くなったという事件である。来蔵の息子・復三郎と縫次郎は、発砲した左源太の両親は高齢で、妻子だけでは家族が路頭に迷ってしまう、と郡代へ宥免を願い出たが聞き届けられたどうかは不明である。徳島藩領内で各種の騒動が発生したとき、郷鉄砲はたびたび出動を命ぜられている。

村々の鉄砲

江戸時代、狩猟用や鳥獣害対策用などの鉄砲が村々に広く行き渡っていた。収穫により年貢を納める百姓にとって、作物を荒らす鳥獣の害は深刻である。山裾に近い村々では猪鹿や鳥などに田畠の作物を荒らされることがしばしばあった。明和 4 (1767) 年に木津村(現鳴門市撫養町)庄屋九郎右衛門ら 9 村の庄屋らから出された鉄砲打の許可願には、自分たちの村が山のふもとであるため猪鹿が多く、作付けをしても「山根(注:山のふもとのこと)田畠実成候へハ喰荒植付掘返シ」と被害の実情を訴え、昼夜立番をしても行き届かないので、鉄砲打の許可を願い出ている(コソ 200085)。木津村など 9 村は讃岐山脈東側の山沿いに並んでおり、平野部の村々にくらべ猪鹿の被害は多かったであろう。同じ時期のものと思われる、近藤治右衛門らの^{おとし}威鉄砲使用許可の^{あいふだ}合札受取の件控にも、山のふもと近くの村であるために鹿の被害があると訴え、1 村につき 3 挺ずつの使用が認められている(コソ 201124)。このように鉄砲は、百姓たちにとって必要不可欠な農具の一つとして、身近なものであった。



乍恐奉願覚(猪鹿の害に付鉄砲打赦免願下書)

郷鉄砲株の売買・譲渡

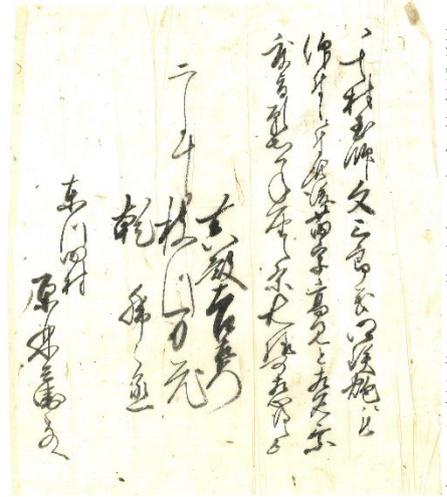
江戸時代は幕藩体制のもとで身分の固定化がおこなわれた。阿波国では身分のことを「身居」と呼んだ。武士と百姓の間には多くの身居が存在し、役割があった。しかし、諸事情により身居が継続できないことが起こる。そこで、身居がもつ権利・役割を「株」とし、他者へ売買・譲渡できるようにした。当館が収蔵している「文化六年那賀郡和田島村棟付御改帳」には、他者から郷鉄砲株を譲り受けたという記録がある。安永5（1776）年に和田島村民の間で、同6年には勝浦郡星谷村民から和田島村民に譲渡されている。これらにより、少なくとも安永年間には郷鉄砲株が存在したことがわかる。

郷鉄砲に任じられれば苗字帯刀が許される。当館収蔵史料の高見家文書にも「其村玉師文三郎義、郷鉄砲ニ被仰付候ニ付、此後苗字高見と相名乗度」と、郷鉄砲に就くことで苗字を得られることが確かに記されている。実は身居の一部は購入が可能であり、『阿南市史』には文政13（1830）年の身居価格表が掲載されている。それによると、苗字帯刀を得るためには最低でも50両が必要であることがわかる。ただ、高見家文書には文政13年に郷鉄砲株を「三拾八両」で買い受けた記録が残されている。郷鉄砲株の購入により、結果として相場より安く苗字帯刀を許されたことになる。さらに安い金額

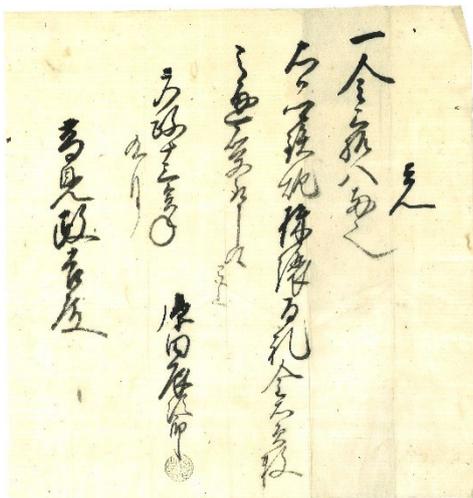
で郷鉄砲役を買い受けた記録もある。近世中期のものと思われるその資料には、譲渡料として「銀札五百五拾目」と記されている。一般的に金1両は銀60目とされるため、換算すれば「銀札五百五拾目」は約9両にあたる。これらの金額差の理由を説明することは困難だが、社会情勢や郷鉄砲役の需要の変化、また地域差などが関係しているのかもしれない。

郷鉄砲株を譲渡する理由として「老齢」や「病気」などがある。また、郷鉄砲の家の養子となる許可を求めた資料も残っているため、「後継者不在」も一因だったと考えられる。また、譲渡

相手に関する情報も記されている。形式的な表現ではあるが「由緒御座候」と、確かな人物であることを保証している。また、「四十歳ニ罷成」と年齢の記載があり、さらに「右御役義丈夫ニ相勤申人柄之者ニ御座候」と、職責を果たすための健康面もしくは性格面に不安はないとしている。有事の際には参陣する可能性のある郷鉄砲役。当然ハードワークであるし、指示通りに動けなければならない。加齢や病気が役を継続できない理由になり、体力に不安のない者に承継されるのは必然と言える。



(郷鉄砲被仰付に付苗字高見名乗許可の件)



覚（郷鉄砲株譲渡金受取証）

出動と訓練

徳島藩領内で各種の騒動が発生したとき、郷鉄砲はたびたび出動を命ぜられている。

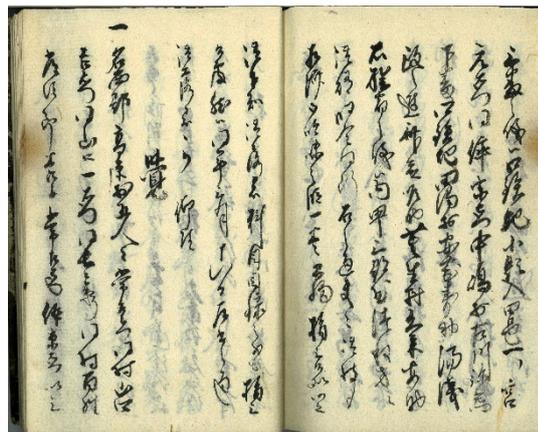
宝暦6（1756）年、吉野川中下流域の藍作地帯の村々で藩の藍政策に反対する五社宮一揆が計画される。この一揆は事前に発覚して未遂に終わるが、元木家文書「高原村五社一卷」によれば、徳島城下に収監された首謀者たちの監視役を命ぜられたのが一宮元右（左）衛門・宗（惣）右衛門父子ら郷鉄砲たちであった。

天保13（1842）年、三好郡で起こった上郡一揆は瞬く間に美馬・阿波・麻植の各郡に広がり、徳島藩政史上最大の百姓一揆となった。元木家文書「かどや日記」によれば、藩はこの一揆への対応のために名東・名西・阿波・麻植各郡の郷鉄砲に対して残らず「相詰」ることを命じている。一宮家文書「乍恐奉申上覚」は一宮家組下の郷鉄砲のこのときの出動に関する報告書である。

この他、文政12（1829）年に異国船が牟岐浦沖に投錨し藩が一種の総動員体制を敷いたときや（篠原家文書「異国船舶来話并図」）、元治元（1864）年に土佐勤王党に対する弾圧に反発した「野根山二十三士」が阿波国に越境してきたとき（堀北家文書「（原土堀北家控帳）」など、様々な騒動の際に郷鉄砲は動員されている。

民籍の予備銃卒である郷鉄砲には砲術の稽古が求められた。一宮家の場合も、安永6（1777）年に一宮牧太が藩の砲術師範である北島兵蔵から浅香流砲術の免許を受け、寛政2（1790）年には中北郡奉行江口仁左衛門から名東・名西・麻植・阿波4郡の郷鉄砲の砲術指南役を命ぜられている（一宮家文書「系譜」）。また、日常的な稽古とは別に大規模な訓練も行われており、藩主一族・家老・郡代などが見分することもあった。一宮家文書「名東名西両郡（砲術稽古の件）」（文政9年・1826）は、一宮家の稽古場で稽古見分が行われること、それに仮病などを使って欠席することがないようにという郡代高木真之助の通達、及びそれに対する郷鉄砲たちの請書である。砲術稽古が郷鉄砲たちにとって大きな負担となっていたこと。様々な理由を付けてそれをサボる者の存在が問題化していたことがわかる史料である。

幕末の動乱はそれまでの軍事態勢の無力さをあらわにし、幕府や諸藩は軍制改革を余儀なくされていく。文久3（1863）年、徳島藩はそれまでの郷鉄砲とは別に上層農民を対象とする農兵の編成に着手し、それと連動した剣術や砲術などの武芸勸諭策に乗り出す。秋本家文書「申上覚」はそのための村内武芸経験者の報告である。



「高原村五社一卷」 五社宮一揆首謀者の監視にあたった郷鉄砲たちの名が記されている。

展示資料一覧

No.	表 題	年 代	備 考
入田村一宮家について(江戸時代以前)			
1	一宮家系図	(近世後期)	一宮家史料
2	一宮家系図続(写)	(明治期)	イチミ00206
3	一宮和泉守家筋種性申、一宮成之一代浮沈申(一宮家家譜等)	寛政12(1800)年	イチミ00001
4	系譜 清和源氏 一宮氏 紋三蓋菱(写)	(近世後期)	イチミ00202
郷鉄砲小頭一宮家			
5	一行書(一宮神社)	(明治期)	一宮家史料
6	定(入田山広島肥草赦免)	寛永4(1627)年	一宮家史料
7	仕上ル御鉄砲小頭之事	明暦3(1657)年	イチミ00076
8	覚(棟付改につき一宮孫之丞一家小家下人まで無役証文)	享保10(1725)年	イチミ00059
9	覚(郷鉄砲小頭役五〇年勤続等に付褒美金下賜の件)	文政3(1820)年	イチミ00051
御鉄砲の仕事(御番所の成立と御鉄砲)			
10	覚(き里志たん御改ニ付番所へ指示書外)	(近世前期)	カナツ03227
11	御窺申上ル覚(宗門改帳付け上げの件)	元禄5(1692)年	イチミ00109000
12	覚(他国米麦猥ニ入込候趣ニ付近々御鉄砲之者共請取南北浦々并讚州境目村々へ指出申付に付き周知の件)	享保10(1725)年	カナツ01472
13	在々郷鉄砲之者(郷鉄砲の者宗門改めの節宗判別帳の仰付控)	(近世中期)	クラモ02852
14	仕上ル宗旨御請合証文之事(和田島村郷鉄砲福良六左衛門病死につい倅太左衛門の件)	文政2卯年8月	モリ3 00105
鉄砲による事件			
15	覚(鹿狩鉄砲にて落命の八重地村百姓家督相続養子に過失発砲の百姓倅申付証文)	文政10(1827)年	ミマケ01479
16	乍恐奉願上覚(鉄砲誤射に付嘆願書・控)	慶応4(1868)年	ヤマ20294100
村々の鉄砲			
17	乍恐奉願上覚(猪鹿の害に付鉄砲打赦免願下書)	明和4(1767)年	コン200085
18	仕上ル書物之事(威鉄砲御免の合札受取の件控)	近世中期カ	コン201124
一宮家と北島流砲術			
19	五十騎一備之図	(近世)	一宮家史料
20	堅書之事(北島一流砲道相伝の事)	安永4(1775)年	イチミ00041
21	免状(小砲術)	安永6(1777)年	イチミ00209
22	二町薬式五五分(砲術的の図)	(近世)	イチミ00207
23	堅書(北島一流砲道御相伝の件)	寛政2(1790)年	イチミ00044
24	浅香流砲術北島棟之助門第十玉百打申付	嘉永7(1854)年	モリ200036
郷鉄砲の役割			
25	乍恐奉願上覚(川口番人御用御免願)	(近世後期)	ヤマコ00003
26	豊田清五右衛門(書簡 御番人出勤の件)	(近世後期)	ヤマコ00018
27	御鉄砲之者(役目移管申達状)	(近世後期)	クラモ02869
郷鉄砲株の売買			
28	覚(郷鉄砲株譲渡金受取証)	文政13(1830)年	タカミ01613
29	其村玉師文三郎(郷鉄砲被仰付ニ付苗字高見名乗許可の件)	(近世)	タカミ01627
30	乍恐奉願上覚(病気で御用勤め困難に付郷鉄砲役譲渡願出の件)	文政8(1835)年	アキモ00461
31	文化六年那賀郡和田島村棟付御改帳控	文化6(1809)年	モリ301943
出動と訓練			
32	高原村五社一卷	安政6(1859)年	モトキ00004
33	乍恐奉願上覚	(天保13年・1842)	イチミ00061
34	名東・名西両郡(砲術稽古の件)	文政9(1826)年	イチミ00057
35	明後六日賀島備前様(訓練に付き出張指)	(幕末期)	ニシサ00095014
36	申上覚	(文久3年・1863)	アキモ00909

*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

☆担当職員による展示解説 (文書館2階講座室)
 日時: 11月3日(木・祝)・12月9日(金) 令和5年1月15日(日)1時半より

文書館の逸品展
 「半士半農 郷鉄砲の役割と生活」
 令和4年10月25日発行
 編集・発行 徳島県立文書館